

執筆者:

E-mail ☑ 杉山 泰成

E-mail ☑ 金子 祥悟

E-mail ☑ 鈴木 健也

E-mail ☑ 小松 詩織

目次

I ソーラーシェアリングビジネスのスケールと資金調達について

II 近時の法令改正におけるアグリテック(企業)への影響

I ソーラーシェアリングビジネスのスケールと資金調達について

はじめに

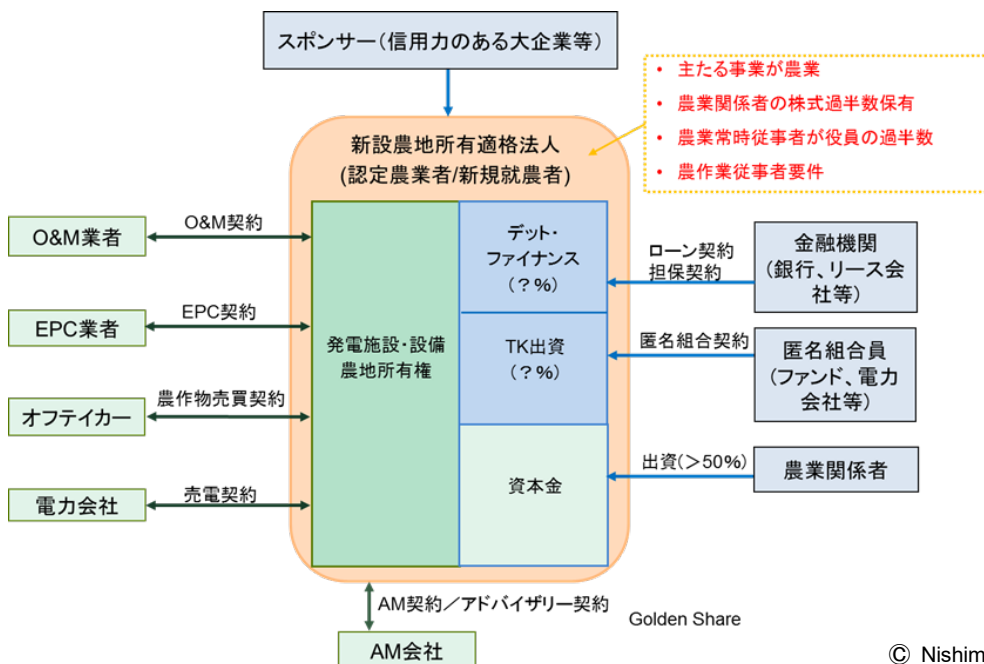
前号ではソーラーシェアリングを行うための法的な要件と参入形態について、ご説明させていただきました。3号にわたるニュースレターの最後となる本号では参入形態に関連してソーラーシェアリングの事業の大型化と資金調達の方法について主にご説明します。

(前号からの続き)

6. 大企業の農業参入に伴うコーポレートファイナンス方式(営農者=発電事業者)

前号ではソーラーシェアリングの参入形態としては大きく①地域の大企業やコーポレート PPA を検討する大企業等の信用力に依拠したコーポレート・ファイナンスを用いる手法と②プロジェクト・ファイナンスを用いる手法に二分されるのではないかと予想しましたが、法的な観点からは、まず発電設備を設置して発電事業を実施する者(以下「発電事業者」といいます。)と下部の農地において営農する者(以下「営農者」といいます。)でエンティティを分けるかが一つの大きなポイントとなります。

上記①の手法の場合には、信用力のある大企業等がスポンサーとなって設立・取得される農地所有適格法人が、発電事業と農業の両方を行うこととなりますので、営農者と発電事業者を同一とするスキームとなります。



このスキームにおいては、新たに設立する特別目的会社(SPC)が O&M 契約、EPC 契約、AM 契約、売電契約を締結し、当該 SPC に対して金融機関がローンを行い、匿名組合員が匿名組合出資をする点では、既存の再生可能エネルギー事業に用いられるファイナンスと同様です。しかし、営農者＝発電事業者スキームでは、SPC は農地を取得する(利用権を確保する)必要があり、前号にてご説明した農地所有適格法人(又は農地リース法人)の各種要件を充足する必要があります。そして、農地を取得する場合には、その議決権の過半数を原則として農業常時従事者(個人)に保有させる必要があり、このような会社保有形態がスポンサー企業にとって許容できるかは問題となります。この点、農業関係者に議決権の過半数を保有させることの対策としては、一定の事項について定款で拒否権を定めた又は拒否権付種類株式を利用した Golden Share を発行することが考えられますが、農地法や農業委員会との関係でどこまで自由な制度設計が可能かは今後の検証が必要です。

なお、このスキームでは農業と発電事業の収益が分離されず、一方の事業の収益の悪化を他方の収益でカバーできるという利点があります。また、このスキームでは、発電事業の収益が悪化した場合に発電事業のみをステップインさせること、同様に農業収益が悪化しても営農者を交替することは想定されておらず、その結果、与信対象となるのはスポンサーとなる大企業の信用力に依拠する部分も大きくなり、このスキームは実質的にはコーポレート・ファイナンスに近づくこととなります。一方で、短期的な農業又は発電事業の不振や一時転用許可の更新の遅延等があっても、(スポンサー経由で返済・配当が確保されていれば)直ちにデフォルトとはならないという側面も有しており、その意味では安定的なファイナンス・ストラクチャーであるとの評価も可能と思われます。

7. ソーラーシェアリング法人の形態(営農者≠発電事業者の場合)

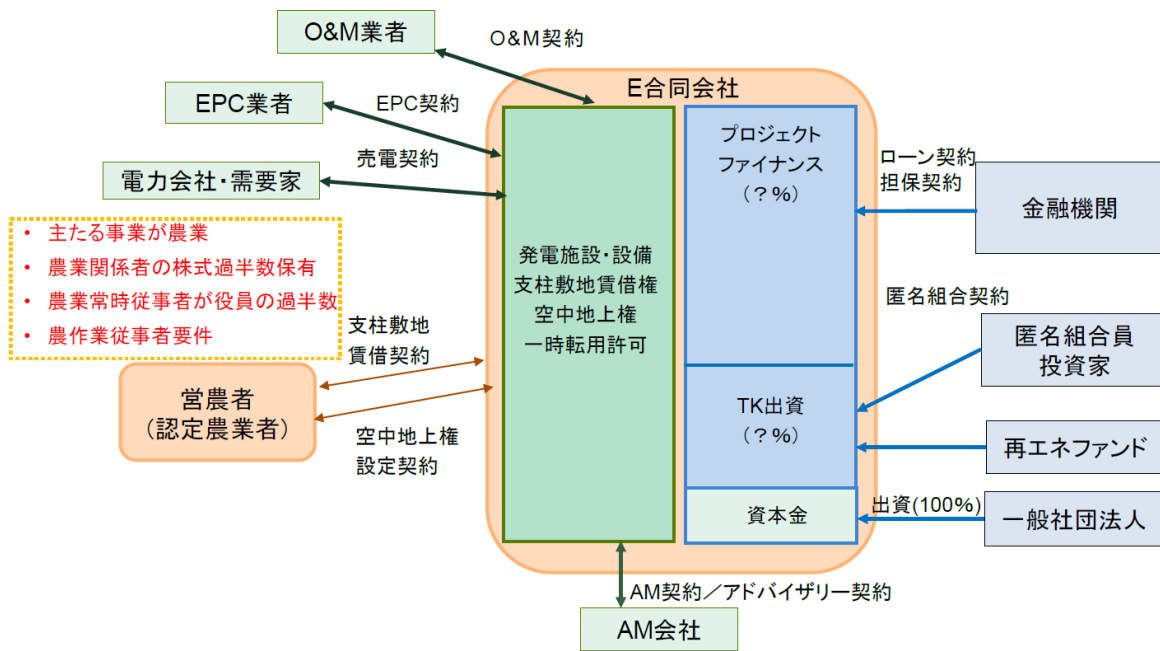
(1) 営農者≠発電事業者とする場合の留意点

次に、営農者と発電事業者を分離するスキームについて検討します。まず、営農者と発電事業者を分離するためには、次の点に留意する必要があります。

- ① 一時転用許可の申請の際に、支柱を含む営農型発電設備の撤去について発電事業者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面を提出することが必要となります(「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度の取扱いについて」(平成 30 年 5 月 15 日 30 農振第 78 号農林水産省農村振興局長通知)(以下「平成 30 年通知」といいます。)第 2.(1).エ)。
- ② 支柱に係る一時転用許可とは別途、下部の農地に民法第 269 条の 2 第 1 項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第 3 条第 1 項の許可を受けることが必要となります(平成 30 年通知第 6.(3))¹。

前号にてご説明した法的な成立要件に加えて、上記の点を考慮した場合、考えられるスキームは以下のとおりとなります。

¹ この場合には、当該権利を設定する期間を支柱に係る一時転用期間と同じ期間とするとともに、一時転用許可と同時に当該権利を設定することが必要とされています。もっとも、かかる農地法第 3 条第 1 項の許可の取得のためには、実質的には下部の農地の賃借人等権利者の同意を得れば足りることとなっています(農林水産省作成の令和 3 年 7 月付「営農型発電設備の実務用 Q&A(都道府県、市町村及び農業委員会担当者向け)問 61 参照)。



(2) 営農者≠発電事業者とする場合の特徴

上記スキームでは、発電事業者である合同会社とは別途、営農者が起用されていますが、合同会社が O&M 契約、EPC 契約、AM 契約、売電契約を締結し、合同会社に対して金融機関がローンを行い、匿名組合員が匿名組合出資をする点は既存の再生可能エネルギー事業に用いられるファイナンスと類似しており、営農者≠発電事業者スキームの場合には合同会社は農地法上の議決権等の制限の対象とはなりませんので、通常とおり一般社団法人に持分の 100%を保有させることが可能となります。したがって、従前から再生可能エネルギー事業に投資してきた金融機関や投資家からすれば、これまでの投資対象と類似する形態となっており投資決定のハードルが下がることが考えられます。

一方で、通常の再生可能エネルギー事業のスキームと異なる点としては、まず別途営農者を確保し、当該営農者からソーラーシェアリングの支柱の敷地部分について利用権の設定を受けるとともに、空中部分に空中地上権の設定を受け²、かつ融資期間中にこれらを継続維持する必要がある点です。また、このスキームを用いる場合には与信の対象は基本的には対象プロジェクトのキャッシュフローに限定されるため、農業が適切に継続されることを確保するストラクチャーが何よりも重要となります。単に金融機関がこれらのリスクを取ったのか或いはスポンサー企業が全面的にリスクカバーしたのではないと思われる過去事例もありますが、取引の普及・拡大のためにはファイナンスサイドとプロジェクトサイドの間の適正なリスク・コスト配分が必要です。その観点からは、営農、発電及びファイナンスに必要な権限設定をどのように行い対抗要件を具備するのか、一時転用許可の更新(≒営農の適正な継続)を確保するために、どのようなメンバー構成をとり、システムを構築するかを組み立てていくことが重要です。但し、農地法の適用要件は、農地の利用形態や農業法人の種類・組織によって細かく変動し、かつ農業委員会対応も含めた実務慣行とも整合させながら、具体的案件に対応していくことは極めて詳細かつ高度な法務を含めた検証・ノウハウが要求され、まさにアレンジャー企業やリーガルカウンセルの腕の見せ所になると考えられます。

なお、このスキームとする場合には、発電事業の収益と農業の収益が切り分けられ、投資家は基本的に発電事業の収益に依拠することとなります。また、事業の収益が悪化した場合には、発電用の SPC についてのみをステップインさせることによって、容易にステップインができるため、その実態はプロジェクト・ファイナンスに近くなります。

² 営農者≠発電事業者とするスキームとするためには、合同会社が保有する支柱敷地部分の利用権及び空中地上権を設定し、かつ担保設定が必要となりますが、権限・担保設定及び対抗要件具備の方法については、農地法を前提とした上で、設定する利用権や事業形態に合わせて複雑な検討が必要となる場合があります。

8. ソーラーシェアリング法制の今後について

ここからは完全に私見ですが、ソーラーシェアリングの普及・拡大の観点から望ましいと思われる制度・立法上の手当について議論したいと思います。

(1) 一時転用許可許可期間の延長ができないか

ソーラーシェアリングに対するファイナンスの障害となっている事項の一つに、プロジェクト実施に必要な支柱部分の一時転用許可が3年又は10年となっており、ファイナンス期間(20年間)をカバーできない(格付が取れない)という点が指摘されています。(a)一時転用許可の期間を3年又は10年としつつ、期間満了時の審査で要件充足する場合には許可の更新／再取得を認める方式と(b)一時転用の許可の期間を例えば20年としつつ、3年又は10年毎に審査を行い要件不充足時には許可を取り消す方式とでは、一定時期毎に審査が行われ、転用許可の継続の可否が審査される点では類似していますが、実務上の評価・取扱いには大きな格差が生じます。

まず民間サイドの対応として考えられるのが、(a)の方式を前提としつつ、上述のとおり一時転用期間満了時における要件充足を確保するためのスキーム・ロジックを構築して、レンダーや格付機関の理解を得る方法です。

一方、立法や運用等公的サイドに望まれる対応としては、一時転用期間を20年までに延長するといった措置になるかと思われます³。但し、現行制度で一時転用期間を3年又は10年としている背景として、営農者から定期的な報告を受けるとともに3年又は10年後の一時転用の再取得(更新)時に適正な営農が継続されていたかを十分に再チェックする必要性が挙げられると解され、単純に期間延長をリクエストするだけではなく、定期的チェック機能への配慮は必要となると考えられます。この点については、近時はアグリテックの導入により、モニターで圃場を定期的・継続的に視認することも可能であり、また農作物の育成・出荷状況のデータ管理をオンラインで実施できるシステムも次々に構築されています。とすれば、このような“見える化”のための定時モニタリング機器の導入(ソーラーシェアリングにより農地への電力供給が容易となり、このような機器の導入も進展すると思われる)及び当局の信頼できる育成・出荷システムを利用し、当局に継続的にデータ提供できる農業法人に対しては、長期の一時転用許可を付与することも可能ではないかと思われます⁴。

なお、この点に関連して営農が適切に継続されている場合には、再度の一時転用許可を認めない必要性はないかとも考えられます。現状では、一時転用許可の更新が認められる場合・要件が必ずしも明確ではない(規定上は最初の一時転用許可と再度の一時転用許可の確度が同レベルと思われ、ファイナンス期間中の許認可が確保されていないとの評価に繋がりがやすい)ようにも考えられますので、原則一時転用許可は更新される運用(方針)であることを明確化の上、例外的に更新がされない場合を規定上も明確化すると予測可能性や契約規定・スキームによるサポートも担保され、資金調達もより盛んとなるように思われます。

(2) ソーラーシェアリングの積極的な位置づけ

昨年後半からメガソーラーを前提としたソーラーシェアリング導入に関する動きが活性化していますが、その背景として通常の太陽光発電の適地が減少している、既存の太陽光発電施設のM&Aの買収価格が高騰しすぎたといった点(そのため、これまでメガソーラーの適地とされていなかった農地を対象とせざるを得ない)が指摘されています。しかし、ソーラーシェアリングは、クリーンエネルギーの創出と食料生産の確保・向上というサステナビリティ対応の主要な柱の2つを同時に実現できるビジネススキームであり、より積極的な位置づけが認められるべきと考えられます。この点は、補助金や税的優遇等のサポートをより厚くしたり、営農部分で炭素貯留を行うなどしてカーボンクレジットを付与するなど様々な支援策が考えられると思います。

また、一般の農業法人がいきなりメガソーラーを対象とする発電事業に着手するのは、人材やノウハウの観点からもやはり難し

³ 近時の農地法施行規則の改正で、「農業」(農地法2条3項1号)にソーラーシェアリング事業が追加されたこと等に鑑み、「農地」(農地法2条1項)の定義(耕作の目的に供される土地)の概念自体を拡大すること(認定農業者が行う営農型太陽光発電を含む)も考えられますが、種々の農業概念のうち、営農型太陽光発電のみを農地の目的に含める理論的説明の問題等現状ではハードルは高いと考えられます。

⁴ 段階的適用を検討する場合には、まずは耕作放棄地・休耕地でソーラーシェアリングを実施する場合に、一時転用の特例的対応(現状でも収量要件の不適用など認められています。)を認め、モニタリングや育成・管理システムによる営農・収量継続の効果を踏まえて、適用対象を広げていくといったアプローチも可能ではないかと思われます。

く、大規模ソーラーシェアリングの初動期には、一般の農業法人が参加するのは、営農者≠発電事業者スキームの営農者側が中心になると思われます。但し、農業従事者の収入を改善・向上させるという政策目的を考慮すると、営農者が営農部分(地代収入)に固定されてしまうことは望ましくなく、ある程度実績を積んだ営農者(認定農業者+αのようなステータスを認めることも考えられると思います。)については、営農者=発電事業者スキームに移行し、発電事業専門業者のサポートを適宜受けるような事業形態への進化も重要になってくると思われます。

9. ソーラーシェアリング以外の農業と再生可能エネルギー事業の組み合わせ手法(農山漁村再生可能エネルギー法)

最後に、ソーラーシェアリング以外の農業と再生可能エネルギー事業の組み合わせの手法について検討します。まず、農業と再生可能エネルギーとの関係では、2013年の段階で既に農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(以下「農山漁村再生可能エネルギー法」といいます。)が制定されており、主に農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資することを目的としています(農山漁村再生可能エネルギー法 1条)。農山漁村再生可能エネルギー法は、①市町村が再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を作成する制度を設け、②基本計画に基づいて認定を受けた再生可能エネルギー発電事業者は、再生可能エネルギー発電設備の整備のための行為を行う場合に各法令上要求される許可又は届出⁵の手続をワンストップ化できるというメリットを再生可能エネルギー発電事業者に与えています。また、農山漁村再生可能エネルギー法上、基本計画の対象となり、ワンストップ化のメリットを享受することができる土地には、原則農地転用が認められていない第1種農地の転用の余地が開かれています。

なお、同法の適用対象となる「再生エネルギー電気」とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、その他電気のエネルギー源として持続的に利用できると認められるものとして省令で定めるものをいい(農山漁村再生可能エネルギー法第3条第1項)、太陽光発電に限定されていません。もっとも、同法によっては対象土地を転用した上で再生可能エネルギー事業を行うことができるため、同法はソーラーシェアリングなどよりは、既存の農村地帯等で農業に併設する形で再生可能エネルギー発電設備を設置し、再生可能エネルギー事業を行うような事業に親和性があるかもしれません。

10. おわりに

これまで述べたとおり、ソーラーシェアリングを行う場合には関連する通達や農地法の取扱いを考慮する必要があり、各事業者の実情に合わせたスキームを検討するに当たっては各種制度を把握した上で高度な法的検討が必要となります。また、資金調達に当たっても乗り越えるべき課題はありますが、エネルギー産業及び農業においてソーラーシェアリングが持つ意義は大きく、プラクティスが確立されていない現時点でこの事業に参入する意義は非常に大きいものと考えています。本ニューズレターがソーラーシェアリングへの参入を検討する皆様の一助になれば幸いです。ご不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください。

II 近時の法令改正におけるアグリテック(企業)への影響

(前号からの続き)

4. 農業分野におけるオープン API 整備に関するガイドライン ver1.0(令和3年2月策定)⁶

(1) オープン API の価値及び規制の必要性

そもそも、API(Application Programming Interface)とはプログラムの機能をその他のプログラムでも利用できるようにするため

⁵ 具体的には、農地法(農地の所有権移転・農地転用許可を含みます)、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法に基づく許可又は届出となります。

⁶ <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/attach/pdf/openapi-16.pdf>

の規約のこと⁷であり、API を公開して自社のデータやシステムへのインターフェースを公開することによって、あらゆる人や企業の持つサービスと自社のサービスとの連携が可能になり、自社サービスへの他業種からのアクセスが増加したり、リーチ可能な顧客層が増加したりすることによって、オープンイノベーションの促進や既存ビジネスの拡大、サービス開発効率化といった効果が期待できます⁸。このような、無関係な外部組織を含めて、第三者による利用が可能な API のことをオープン API といい、既に、ネットショッピングサイト、配車、地図路線サービス、防災・救急等多くの分野においてオープン API が活用されています。他方で、オープン API は、自社のデータやサービスを公開することであるため、不正アクセスによるデータ改ざんの危険や、秘匿すべきサービスまで公開されてしまう事による他社参入の脅威の拡大、さらに API へのアクセス集中によるサーバダウンのおそれ等、課題も多くあります。こうした課題に対応するために、オープン API をガイドラインで規制して、公開するデータ・サービスの選別や、公開方法・公開範囲の決定をする必要があるのです。

農業現場においても、農業機械やほ場に設置されるセンサーからのデータ取得や営農管理ソフトによるスマートフォンでのデータ管理等のスマート農業技術の導入に伴い、複数の農業機械・機器及びシステム等の間で相互にデータ連携し、一つのシステムで一元的にデータ管理をしたいというニーズが高まり、オープン API の整備・活用が期待されています。

(2) 本ガイドラインの目的及び適用範囲

そこで、「農業分野におけるオープン API 整備に関するガイドライン ver1.0(令和 3 年 2 月策定)」(以下「本ガイドライン」といいます。)⁹は、連携するデータ項目・形式、データを受領する事業者の利用権限、セキュリティ対策等について考慮しつつ、農業者⁹が利用する農業用機械等から得られるデータについて、メーカーやシステムの垣根を越えて連携させるオープン API¹⁰の整備を推進するため、農機メーカーや ICT ベンダー等の事業者の対応指針として策定されました。なお、本ガイドラインは、データ活用に関する事業者の取組状況、技術・サービスの進展、国際的なデータ連携に係る標準化の動き、農業データの利用状況等農業者のニーズ、データの取扱いに関する法令・ガイドラインその他情勢の変化に応じて、必要な見直しを行うとされています。

本ガイドラインは、農業用機械等¹¹が対象とされ、具体的には農作業や農作物の生育管理等により位置情報、作業記録、作物の生育情報等を取得する農業機械、温湿度・日射量等を計測する環境計測センサー、収量や品質等を計測する穀物乾燥調製貯蔵施設や青果物選果施設等が想定されています。

(3) データ連携を行う上での指針

① API の開放性と利用制限

接続事業者¹²の経営管理体制やセキュリティ管理体制、データ利用目的等に特段の問題があると機械提供事業者¹³が判断する場合を除き、機械提供事業者が接続事業者を差別的に排除しないことが原則とされています。

⁷ <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd133110.html>

⁸ <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd133120.html>

⁹ 農業を営む者(農業法人や集落営農(集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織)を含む。)をいいます(本ガイドライン 2(4))。

¹⁰ 本ガイドラインにおいては、「機械提供事業者が、自社システムへの接続仕様(API)を外部に公開し、一定の条件の下、連携のためのアクセスを可能とする仕組み」と定義されています(本ガイドライン 2(1))。

¹¹ 農業生産過程において、データを取り扱う農業機械、IoT 機器、農業生産関連施設等(本ガイドライン 1.2)。

¹² 機械提供事業者が整備したオープン API にアクセスし、データを受領する者をいいます。営農管理ソフトの運営事業者等が想定されるが、機械提供事業者が同様のソフトを運営する場合も接続事業者となり得ます(本ガイドライン 2(3))。

¹³ 農業用機械等を農業者に提供・販売する者であり、オープン API を整備し、農業者の指図によって、農業用機械等から得られた当該農業者のデータを接続事業者へ提供する者(本ガイドライン 2(2))。

② 農業者と機械提供事業者との契約

機械提供事業者のシステムを農業者が利用する際の契約において、機械提供事業者は、農業 AI・データ契約ガイドライン¹⁴を踏まえ、第三者に当たる接続事業者への提供等を想定した契約を、利用する農業者との間で締結しなければなりません。

③ 機械提供事業者と接続事業者との契約

機械提供事業者は、オープン API の公開に当たって一定の要素¹⁵を盛り込んだ API 利用規約のひな型を作成し、自社のウェブサイト等で公開することが望ましいとされています。

④ 提供データの利用権限

データを提供した農業者が自身の営農のために利用する範囲において、接続事業者は、農業 ICT サービスにおいて、加工や営農指導等に供するために JA や普及組織等へ共有することができます。一方で、機械提供事業者に示した農業 ICT サービス以外の用途に利用することや不特定の者が利用するおそれのあるサービスに利用することといったいわゆる提供データの「二次利用」は農業者の自己利用の範囲を超えるものとして認められません。

⑤ 提供データの保管責任等

データの提供を受けた接続事業者は、農業 AI・データ契約ガイドラインに則し、当該データに関する秘密保持と保管を履行する義務があるため、データの適切な管理が望まれています。

⑥ API の標準的仕様

WAGRI の API 仕様¹⁶を踏まえつつ、円滑なデータ交換を可能とする API 仕様を事業者間で合意することが重要です。

⑦ 個人情報の保護

機械提供事業者及び接続事業者が取り扱うデータについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等に基づく個人情報が含まれることが想定されるため、同法に基づき、連携しようとするデータに係る農業者からの同意の取得、システムのセキュリティ対策等の措置を適切に講ずる必要があります。

⑧ セキュリティの確保

機械提供事業者及び接続事業者は、API 連携するデータに個人情報が含まれる可能性があることを念頭に、システムの機密

¹⁴ 農業分野におけるデータ利活用の促進、それを通じた生産性向上や品質の向上を実現するため、農林水産省が、農業者が安心してデータを提供できるルールをまとめた「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」を指します(本ガイドライン 2(7))。 <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

¹⁵ API 接続の開始手続、API の利用料、接続事業者が提供データを用いて農業者に提供する ICT サービスの内容をあらかじめ限定すること(当該農業者以外のデータ共有を前提とする場合はその共有範囲)、サービス規約の提供、問合せ窓口の設置等の義務、提供データの利用権限・知的財産権の取扱い、秘密保持義務、不正アクセス・障害等発生時の対応、保守・緊急時の使用停止等の措置、仕様変更・廃止に係る通知、利用者への保証、免責、禁止行為、契約の解除が列挙されています(本ガイドライン 4.3)。

¹⁶ アーキテクチャ・スタイルとして、REST(Representational State Transfer)、通信プロトコルとして HTTPS(Hypertext Transfer Protocol Secure)、データ形式として JSON(JavaScript Object Notation)が列挙されています(本ガイドライン 4.6)。

性¹⁷、完全性¹⁸及び可用性¹⁹を維持するための通信の改ざん・盗聴防止、情報漏えい防止、サーバー負荷の管理等所要のセキュリティ対策を講ずる必要があります。

⑨ メンテナンス体制

機械提供事業者は、接続事業者が API に円滑にアクセスができるよう、可用性の維持に努めるとともに、接続事業者からの問合せ対応や要望の聴取、API 接続テスト等を実施する体制を整備することが望ましいとされています。

(4) データの標準化

接続事業者にとっては、データの加工や比較分析を行う上で、機械提供事業者が提供するデータの用語、取得頻度や取得方法・環境、単位等が標準化されていることが望ましいところ、直ちに標準化の難しい接続事業者にあつては、API を提供する際に提供データの内容やデータ形式等の情報を分かりやすく開示することが重要です。また、本ガイドラインでは、将来的にデータ連携を拡大するに当たり、標準化のための議論を継続して進めなければならない旨が指摘されています。

(5) ガイドライン遵守によるメリット・デメリット


現時点では、本ガイドライン遵守による優遇措置の規定はなく、本ガイドラインには、「機械提供事業者等の関係者が共通して検討が必要と考えられる事項の対応水準の目安を示したものであり、オープン API による連携の方法や仕組みを限定するものではないこと、さらには、事業者各社のデータ戦略や個人間連携等のサービス展開を阻害するものではないことに留意されたい」と規定されています。もっとも、連携してつながるというオープン API の特性上、ガイドラインを遵守する事業者とそうでない事業者がいた場合に、後者が淘汰されていくことが予想されるため、今後ガイドラインが事業者間に浸透していけばいくほど、その遵守はビジネス上必要性を高めることが考えられます。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

¹⁷ 限られた者だけが情報に接触できるように制限をかけること

¹⁸ 誤入力や改ざん等がないこと

¹⁹ 利用者が必要な時にアクセスできること